

00426

鳥取縣
條例

昭和二十二年十月二十四日

金額表

本書ノ大キサヘ確定繕寫

この條例は昭和二十一年九月一日からこれを適用する。

條例

外

◇鳥取縣條令第二十八號
昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八號縣會議員等給與條例中次のよう改める。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給與條例中改正條例

第一條中「報酬又は旅費」を「報酬及び旅費等」に改める
第五條の二縣會の常任委員（縣會議長は常任委員とみなす）には調査に要する費用の辨償として一委員につき
月額五百圓の調査諸費を支給する
第六條中「報酬の支給」を「報酬及び調査諸費の支給」
に改める

附 則

00429

同
乳製品

定量分析

アリットル
西〇〇グラム

貳拾五圓

壹百五拾圓

同
酒類

異狀成分含否検定

一リットル以上
二リットル以上

參圓乃至六圓

貳拾圓乃至四拾圓

同
食酢

定量分析

其ノ都度之ヲ定ム

參圓乃至參拾圓

貳拾圓乃至拾五圓

味噌

分析

同

參圓

壹百五拾圓

各種飲食物

害否検定

二個以上

參圓

貳拾圓

化粧品

定量分析

五〇グラム以上

六圓

貳拾圓

玩具

鑑定

二個以上

參圓

貳拾圓

石鹼

醫療用藥品

其ノ都度定ム

六圓

貳拾圓

着色料

飲料水其ノ他

普通二試以上

參圓乃至拾五圓

貳拾圓乃至壹百圓

鐵錫原料及半田蠟

細菌數検查

拾五圓

壹百圓

貳拾圓

大腸菌検査

同

同

參圓

貳拾圓

消毒藥殺菌効力検定

同

同

拾五圓

微毒血液検査

普通沈降反應附試

同

拾五圓

免疫學的検査

單試二試以上

同

拾五圓

ワクチン製造

普通二試以上

同

拾五圓

免疫血清製造

赤痢、腸チブス、パラチブス結核腸管、寄生虫

同

拾五圓

病原菌検査

檢驗培養検査

同

拾五圓

糞便學的検査

普通二試以上

同

拾五圓

ツベルクリン皮内反應

糞便塗沫検鏡

同

拾五圓

赤血球沈降速度測定

普通二試以上

同

拾五圓

00430

00430

同
乳製品

定量分析

アリットル
西〇〇グラム

貳拾五圓

同
酒類

異狀成分含否検定

一リットル以上
二リットル以上

參圓乃至六圓

貳拾圓乃至四拾圓

同
食酢

定量分析

二リットル以上

參圓乃至拾五圓

貳拾圓乃至壹百圓

味噌

分析

其ノ都度之ヲ定ム

參圓乃至參拾圓

參拾圓乃至壹百五拾圓

各種飲食物

害否検定

二個以上

參圓

貳拾圓

化粧品

飲食物用器具

五〇グラム以上

六圓

貳拾圓

玩具

石鹼

醫療用藥品

參圓

貳拾圓

着色料

鐵錫原料及半田蠟

二個以上

參圓

貳拾圓

鐵錫原料及半田蠟

着色料

五〇グラム以上

六圓

貳拾圓

飲料水其ノ他

鐵錫原料及半田蠟

二個以上

參圓

貳拾圓

大腸菌検査

同

同

參圓

貳拾圓

消毒藥殺菌効力検定

同

同

參圓

貳拾圓

微毒血液検査

普通沈降反應附試

同

參圓

貳拾圓

免疫學的検査

同

同

參圓

貳拾圓

ワクチン製造

同

同

參圓

貳拾圓

免疫血清製造

同

同

參圓

貳拾圓

病原菌検査

同

同

參圓

貳拾圓

糞便學的検査

同

同

參圓

貳拾圓

病原菌検査

同

同

參圓

貳拾圓

ツベルクリン皮内反應

同

同

參圓

貳拾圓

糞便塗沫検鏡

同

同

參圓

貳拾圓

赤血球沈降速度測定

同

同

參圓

貳拾圓

00431

糞便潜血反應

腦骨隨波檢查

胃液十二指腸液檢查

血液理化學的檢查

血色素測定

血液型檢查

血球計算

血液像檢查

血糖測定

尿化學的檢查

蛋白

組織顯微鏡的檢查

其ノ他醫科學的檢查

井誠醫科學的檢查

二試以上

◆鳥取縣條例第三十號

昭和二十一年四月鳥取縣條例第二號鳥取縣立保健所使用料條例を次のように改め公布の日からこれを施行する

記載外特殊検査ニシテ下記範圍内ニ於テ其ノ都度定ム

尿反應試驗
壹圓五拾錢
貳圓
八圓
拾貳圓
同貳圓乃至拾五圓
參拾圓
壹百圓

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中

同

糠醣素

膽汁色素

尿 參圓

貳拾圓
八圓
六圓
四圓
拾圓
同

一、エツクス線寫真

大型板一枚に付「參拾五圓」以内を「壹百四拾圓」に

四ツ切 同 「參拾圓」以内を「壹百圓」に

六ツ切 同

八ツ切 同 「拾五圓」以内を「九十五圓」に

カビネ 同 「拾五圓」以内を「七拾圓」に

三、處置料

人口氣胸術一回二付を初回に付二回目よりに改め

「拾七圓」以内を「六拾圓」に

驅蟲注射一回二付「貳拾圓」以内を「參拾圓」以上

ツベルクリン皮內反應檢查 一回二付 「四圓」

血液沈降速度檢查 同 「九圓」

ワツセルマン反應檢查 同 「貳拾五圓」

間接一枚二付 「拾圓」

其の他處置同 「拾參圓」以内を「四拾圓」に

文書料一枚二付 「七圓」以内を「拾圓」に改め

エツクス線寫真

村田氏沈降反應檢查

同 「拾圓」

を加う

以上社會保險診療報酬算定方法並點數表に準ずる。

◆鳥取縣條例第三十一號

昭和十三年一月鳥取縣條例第十五號鳥取縣立診療所使用料條例を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、診斷書其ノ他ノ證書料

(一) 診斷書料一通二付「壹圓五拾錢以上拾四圓以内」

(二) 死體檢案書料一通二付「參圓五拾錢」ヲ「五圓」ニ

(三) 處方箋一通二付「參圓五拾錢」ヲ「五圓」ニ

圓以内」ヲ「五圓以上參拾五圓以内」ニ

(一) 内服藥一劑一日分二付「七拾錢」ヲ「參圓以上」

水銀劑其の他

(一) 第一種(皮下筋肉)

拾貳圓

(二) 第二種(靜脈注射)

拾七圓

(二) 治淋其の他一般注射一回

拾貳圓

第一種(皮下筋肉)

拾貳圓

第二種(靜脈注射) 内服サルファアダイアチン一日分(十錠)七拾五圓

拾七圓

同ザルファアチアゾール一日分 参拾五圓

参拾五圓

手數料

指定證明手數料

一頭に付 金六拾圓

第一種(皮下筋肉)

拾貳圓

第二種(靜脈注射)

拾七圓

第三種(靜脈注射)

拾七圓

第四種(靜脈注射)

拾七圓

第五種(靜脈注射)

拾七圓

第六種(靜脈注射)

拾七圓

第七種(靜脈注射)

拾七圓

第八種(靜脈注射)

拾七圓

第九種(靜脈注射)

拾七圓

第十種(靜脈注射)

拾七圓

第十一種(靜脈注射)

拾七圓

第十二種(靜脈注射)

拾七圓

第十三種(靜脈注射)

拾七圓

第十四種(靜脈注射)

拾七圓

第十五種(靜脈注射)

拾七圓

第十六種(靜脈注射)

拾七圓

第十七種(靜脈注射)

拾七圓

第十八種(靜脈注射)

拾七圓

第十九種(靜脈注射)

拾七圓

第二十種(靜脈注射)

拾七圓

第二十一種(靜脈注射)

拾七圓

第二十二種(靜脈注射)

拾七圓

第二十三種(靜脈注射)

拾七圓

第二十四種(靜脈注射)

拾七圓

第二十五種(靜脈注射)

拾七圓

第二十六種(靜脈注射)

拾七圓

第二十七種(靜脈注射)

拾七圓

第二十八種(靜脈注射)

拾七圓

第二十九種(靜脈注射)

拾七圓

第三十種(靜脈注射)

拾七圓

第三十一種(靜脈注射)

拾七圓

第三十二種(靜脈注射)

拾七圓

第三十三種(靜脈注射)

拾七圓

第三十四種(靜脈注射)

拾七圓

第三十五種(靜脈注射)

拾七圓

第三十六種(靜脈注射)

拾七圓

第三十七種(靜脈注射)

拾七圓

第三十八種(靜脈注射)

拾七圓

◇鳥取縣條例第三十三號
島取縣特選牝馬検査條例を次のように定める
昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 種牝馬を整備し馬の改良増殖を圖るため毎年明け二歳以上の馬につき特選牝馬の検査を行ふ

第二條 前條による検査手數料は次の通りとする

指定證明手數料	一頭に付 金六拾圓
指定期證明書の書換又は再交付手數料	一件に付 金拾圓
第三條 前條の指定證明手數料は特選牝馬検査に合格と同時に指定證明書の書換又は再交付手數料はその請求をするときこれを納付しなければならない。	
第四條 この條例を以つて定めるものゝ外検査標準、検査手續其の他必要な事項は知事がこれを定める	
附 則	
この條例は公布の日からこれを施行する	

第一條 鳥取縣條例第十一號鳥取縣蘭檢定所手數料條例を次のように改める。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 鳥取縣蘭檢定所手數料條例中改正條例

第一條 鳥取縣蘭檢定所に蘭の検定、その他の請求又は申請をなす者は、左の區別により手數料を納付しなければならない。

(1) 蘭檢定規則第八條の規定による蘭檢定

第一區の荷口につき 百五十圓

第二區の荷口につき 百七十圓

第三區の荷口につき 百九十圓

(2) 蘭檢定規則第十三條の規定による蘭檢定

一荷口につき 五十圓

(3) 蘭檢定規則第九條第一項の規定による蘭檢定

百五十圓

百七十圓

百九十圓

第一條中「納付すること」を「納付しなければならない」に改める。

この條例は昭和二十二年九月一日からこれを適用し昭和二十二年五月三十一日から同年八月三十一日までは第一條一蘭檢定手數料中第一區の荷口につき「百五十圓」を

00437

「五十圓」に、第一區の荷口につき「百七十圓」を「六十圓」に、第三區の荷口につき「百九十圓」を「七十圓」に、(回)蘭検定規則第十三條の規定による蘭検定による蘭検定一荷口につき「五十圓」を「二十圓」に、(回)蘭検定規則第九條第一項の規定による蘭検定(回)號又は(回)號の金額の外各區の荷口につき「百圓加算」を「四十圓加算」に、二、蘭鑑定手數料一件につき「百圓」を「二十五圓」に、三、肩蘭鑑定手數料一件につき「二百圓」を「七十五圓」に四、繩糸試驗手數料一貫每につき「千圓以上」を「五百圓以上」に、五、蠶蛹含水分率鑑定手數料一件につき「七十五圓」を「二十五圓」に、六、蘭檢定證、蘭鑑定證、肩蘭鑑定證及び蠶蛹含水分率鑑定證の再下附又は謄本手數料一通につき「十圓」を「三圓」にそれぞれ読み替えるものとする。

昭和二十二年十月二十四日印刷
昭和二十二年十月二十四日發行

鳥取公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

發行者 島取縣島取市東町
印刷所 島取縣島取市東町
島取縣印刷所